

令和6年度ヤード環境対策検討会（第1回）議事概要

1. 日 時 令和6年10月16日（水）10:00-12:00

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者

○委員（◎座長）

寺園 淳（◎）	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域／上級主席研究員
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科／教授
肴倉 宏史	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域（試験評価・適正管理研究室）／室長（研究）
白鳥 寿一	東北大学大学院環境科学研究科先進社会環境学専攻／教授
鈴木 道夫	橋元綜合法律事務所／弁護士
高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻／教授

○説明者

- ・ 千葉県 環境生活部 ヤード・残土対策課 課長 河内 勝

○事務局

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

○オブザーバー（事業者団体）

- ・ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会
- ・ 日本鉱業協会 鉛亜鉛需要開発センター
- ・ 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会
- ・ 非鉄金属リサイクル全国連合会

○オブザーバー（省庁）

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
- ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
- ・ 経済産業省 G Xグループ 資源循環経済課
- ・ 経済産業省 製造産業局 金属課
- ・ 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
- ・ 警察庁 生活安全局 生活安全企画課
- ・ 警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
- ・ 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 国際捜査管理官

4. 議事次第

- 1 開会
- 2 設置要綱説明・座長選出
- 3 議事
 - (1) ヤードの現状と背景
 - (2) 千葉県金属スクラップヤード等対策について
 - (3) 今後の検討会で議論すべき事項
- 4 閉会

5. 配布資料

資料1	ヤード環境対策検討会設置要綱
資料2	ヤードの現状と背景
資料3	千葉県金属スクラップヤード等対策について
資料4	今後の検討会で議論すべき事項
参考資料	金属スクラップヤード等規制条例（リーフレット）

6. 議事概要

1 開会

環境省廃棄物規制課の松田課長から開会の挨拶を行った。

2 設置要綱説明・座長選出

事務局の浅利課長補佐から資料1を説明した。

互選により、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域／上級主席研究員の寺園委員を座長に選出した。

3 議事

(1) ヤードの現状と背景

事務局の浅利課長補佐から資料2を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

鈴木委員

確認ですが、ヤードまでどのような流通経路でこれらのものが保管されるに至るのかということについては、様々な複雑な問題があって、必ずしも全容解明には至っていないという事実認識でいいのかどうか、御説明いただけますでしょうか。

環境省：浅利課長補佐

おっしゃるとおり、我々としてもどういったものがこのいわゆる不適正なヤードに持ち込まれているのか把握できておらず、また、自治体の方々にもヒアリングをしていると

ころですが、そこまで突き詰められていないというところがございます。そもそも不適正な事業者は、足が付きにくいという実態がありますので、現場である自治体や関係している方々の声や知見を生かしながら、今後、調査を進め、実態を把握したいと考えています。また、制度構築していく上で、物品がどのような流通経路で不適正なヤードに入るのか、どのような経路で不適正なヤードから出ていくのかという動きを把握する必要がありますと考えており、問題意識を持っております。

高岡委員

資料の 11 ページに示されています、有害使用済機器以外の機器等のみを取り扱う事業所の状況について、すでに環境省でも一定の調査をされているわけですが、ここで、すでに例としていくつかの含むべきものを挙げていただいています。この辺りのそれぞれの製品のいわゆるマテリアルフロー、そもそもの動態がどうなっているか調査を行っているのでしょうか。

環境省：浅利課長補佐

こちらの調査は毎年行っている施行状況調査になります。御質問の情報に関しては、アンケート調査項目には、現状、入れておらず、こういった経路で、こういった業務用の機器や給湯器が持ち込まれているか、現状把握していないところです。こういった機器も含めて、今後、流通経路を把握していく必要があると考えています。

高岡委員

このような機器の製造者等々から、そもそも国内で生産台数がどのぐらいで、どのように回っているかということも今後調査をされるということでしょうか。

環境省：浅利課長補佐

国内でどのくらい流通しているのか、正確な数値は把握できていない状況ですので、そういった全体の動きも踏まえつつ、自治体の方だけではなく、関係する事業者団体の方にも、御意見を賜りながら、流通実態を把握していきたいと考えています。

寺園委員

この流通量を把握することは、結構大変だと思いますが、例えば、業務用エアコン・業務用冷凍庫等は有害使用済機器の指定をする時の議論でも少し課題になったところで、はっきり業務用というものは除きましょう、ただし、家庭用と判別が難しいものについては、有害使用済機器に入れましょうというような整理があったと思います。この業務用エアコン・冷凍庫等につきましては、実は別途フロンの漏洩という問題もあって、それらを大気に漏洩させないように適切に回収しなければいけないという検討事項もあり、かつ建設リサイクル法関係でも、今、一斉パトロールがされていて、そういった中で不適正な解体によって、こういった冷凍空調機器が運ばれて、ヤードに持ち込まれないように、そのルートの把握等が必要だという取組みがあります。生産、販売からの正確な把握は、大変難しいとは思いますが、建設リサイクルやフロンといった関係で、その実態把握に関して、かなり被る点が多いと思います。そういった関係部署と連携をす

ることで、より調査の確度を高めていけば良いかと私個人は考えています。

大塚委員

鈴木委員の御意見と関係しますが、2017 年の廃掃法改正の時に、不用品回収業者に関しても検討しましたが、大した対応がされていません。今回、ヤードのところにメスを入れようとされていると思いますが、不用品回収業者も検討の対象にしないでいいのでしょうか。2017 年改正の時に十分対応できなかった理由は、私が申し上げることでもあります。環境省での整理があると思いますので、理由を説明いただいた方が良いと思います。その点も含めて、何か検討できたら対応した方が良いと思います。ヤード業者だけにターゲットを置いているだけでは十分ではない可能性があるかと思います。

寺園委員

御指摘の点は、私も思い出しまして、先ほどの私のコメントと共通しますが、ヤードというところの断面、あるいはそれ以降だけの把握で十分かどうかということです。先ほどのエアコンの場合も、その前の方から何か課題があるのでないかということを描しましたが、エアコンと冷凍庫等については、まだ把握が容易ではあるものの、農機具等、その他のものについては、相当、流通経路の把握が難しいと思います。一方で、御指摘のあった不用品回収等については、活動自体が課題というところもあります。

環境省：山田課長補佐（総括）

流通経路については、ヤードに持ち込まれているのかということに大きく関係する部分かと思います。そのうちの一つとして、不用品回収業者を経由している部分が、一定以上あると推測されるわけです。現状、有害使用済機器は、家電や小型家電に限定されており、家電リサイクル法などで、ある程度、定期的な把握がされている一方で、それ以外の物品は、寺園委員からも御指摘いただいたとおり、難しいのが現状です。どこまで把握できるか、先ほどの御指摘のようなフロンの使用製品等、いくつか抽出した形になるかと思いますが、我々の方でも現状把握に関してできる限り努力したいと思います。

大塚委員

廃掃法の前回改正の時に、不用品回収業者を規制対象に入れられなかった大きな理由は、一般廃棄物の収集運搬業者との関係で、不用品回収業者を廃掃法の中に位置づけることに関して、問題点があったことだと思います。その点自体は、多分、変わっているとは思いますが、その辺りを含めて検討ができるかどうか、環境省に伺いたかったという趣旨です。

環境省：山田課長補佐（総括）

大塚先生からの御指摘については、不用品といっても廃棄物だと思いますので、家庭から出るものを回収した場合に無許可で営業しているというものでしかないと考えています。そういう意味ですと、消費者庁経由で我々にも情報が入ってきます。その場合には、自治体に確認をお願いしており、不用品回収業者と標榜しつつ違法回収業者に近い

ような実態もあると思っています。その部分自体は、法的な整理が必要であると認識しています。

白鳥委員

ヤードの検討ということではありますが、例えば資料 20 ページのところで、実態把握をした内容について、同じような業種であっても、違法スクラップ業者、有害機器の届出業者、産廃業者の区別を適切に付けて議論しないといけない。鉄スクラップも他の金属スクラップもかなりの量が出ますので、これらのスクラップを処理する業態がない国はあり得ないと思います。今後、日本で資源循環していくためには、もっとここを良くしていくという感覚が必要で、ひとくくりにまとめられ、ヤードみたいなところはどこも悪いという話になると困るので、適切に区別を付ける必要があります。例えば、産廃業の許可を持っていれば、運送・保管など産廃の規定を全部守っているわけです。それから、それ以外の法規でも労働安全も従業員の健康管理も税金関係も守っているわけです。そういうところも含めて、何が不適正なのか、そこのところをもう少しはっきりさせることはできないのでしょうか。

環境省：山田課長補佐（総括）

御指摘いただいたとおり、ひっくるめてヤードという言い方をさせていただきますが、例えば、脱税や違法就労がなされているのではないかといった話を事業者の方、その業界の方から聞くことは、実際あります。ただし、そういった実態を環境省として、どこまで明らかにできるのか、どうしても限界がありまして、やはり環境省の立場としては、環境保全上の支障が生じているかどうか、そういう観点で見ていくことになると思います。その過程で、周辺の違法な行為等が行われているということであれば、各省とも連携をしながら対応していくことになるだろうかと考えています。

白鳥委員

そうすると、悪いことをしたら捕まえるような感じだけに聞こえてしまっていますが、私はやはり良いところを適切に育てないといけないと考えています。国としても GX に舵を切っているわけで、スクラップ業もなければ資源循環ができなくなります。そういった全体感が政策に欠けている部分がある気がします。事前相談制度はあるにせよ、そもそも外国人業者が多いのだとしたら、外国人は日本の法律を知らないわけですから、そこから教えていく、指導していく必要があります。そこから始めなければいけないと思います。

寺園委員

良いところはむしろ促進することについては、資源循環の促進ということですので、私も同意します。その点と不適正なところへの規制というもののバランスが必要だということにつきまして、千葉県でも議論してきたものと記憶しております。また、資料 20 ページの下の方のところに有害使用済機器保管等届出事業者、それから産廃処理業者、雑品スクラップ業者等と並んでいますが、これには違和感があります。

2017 年の廃掃法改正のときに雑品スクラップの保管・処分をしている業者に対して何かできないかということで、(雑品スクラップを示すものとして) 有害使用済機器が指定されたはずですが。有害使用済機器の範囲が先ほどから申し上げているとおり、家電 4 品目と小電 28 品目で十分なのかどうかという議論があって、個人的には足りないのではないかと意見したのですが、結果的には、この届出制度に入らない雑品スクラップ業者等がその枠外に出てきているということ、これは必ずしもその定義の問題だけでなく、適切な業者が届出をしているのか、都道府県がそれを認識しているかという問題でもあります。定義の範囲と届出の周知の両方の問題があって、有害使用済機器や廃棄物の外側に雑品スクラップというのが残ってしまっているということがありますので、その周知徹底をすることで、カバーしていくのか、あるいはその範囲を広げる必要があるのかという議論は必要だと思っています。

さらに有害使用済機器という言葉を使った問題もあって、例えば、モーターやコンプレッサー、鉛バッテリーは機器ではなくて、鉛バッテリーは車の部品であるということで対象外にされた件もあります。それで良かったのかどうかという問題もまだ残っていると思いますが、時代の変化で鉛バッテリーそのものから、リチウムイオン電池等に置き換わっている部分もありますし、輸出もかつてほど盛んではない。これは中国あるいは世界の情勢の変化というところもあります。そういった変化や問題の多様性、生活環境保全ということと火災、輸出、盗品、これらの様々な問題が重なっていますので、かなり関係する機関が多いです。一緒に議論していく必要がありますが、かなり広い大きな話になりますので、まずは問題の洗い出しを行っている段階と理解しています。

(2) 千葉県金属スクラップヤード等対策について

千葉県の河内課長から資料 3 を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

寺園委員

千葉県の会議に参加したこともありますが、非常に詳細な現地調査と分析をしていただきまして、大変な御努力に心から敬意を表したいと思います。その上で、何点か確認させていただきたいのですが、有害使用済機器の技術的検討等をしたものとしては、やはりまだ足りない部分はあったと感じています。千葉県の資料 19 ページが分かりやすいのですが、有害使用済機器は、隙間を作らないというところを意図して制定され、廃棄物でなくても規制ができるということに、廃棄物処理法で、ある意味、画期的なものでありました。結果的には、まだ隙間があったということで、有害使用済機器の指定の範囲に問題があったと思います。それで破碎をすれば、機器でなくなってもものが見えないというところについても、本来、まだそれが何でできたかわかっている範囲では、そういったものも逃がさないということになっていたはずですが、やはり、破碎をすれば見

えなくなるということで、やったもの勝ちのような状況になってしまったのは良くなかったかもしれないと思います。それから、許可か届出かということについて、私見ですが、有害使用済機器は確かに届出制ですけれども、それに反すると、立ち入り検査はできますし、措置命令、改善命令、報告徴収等々、罰金付きでありますので、一定の抑制効果というのは十分期待できたと思っています。ですから、届出制度でどうかという点については、まだ議論の余地はあると思いますけれども、千葉県の場合は、許可制にすることで不許可にできるということを重視されたと理解しました。

16、7、8 ページで、悪影響の例を示していただいて、非常に具体的に分かりやすいと思います。このような悪影響に対する規制は、正直、こういうことはしてはいけないと一個ずつ並べていくことは簡単ではなくて、有害使用済機器の場合には、囲いや高さ制限、油汚染防止のための床の措置等、十分ではなかったところはあるかもしれないと考えていまして、これについて果たして、具体的にどういう明示ができるのかということも大きな課題だと思います。

生活環境保全という趣旨からして、住居との距離規制について、千葉県の条例では見送ったという経緯があります。これに関連して 2017 年の有害使用済機器の制定当時の検討会で、法律の専門の委員の方から、都市計画法や建築基準法第 51 条により、現在、廃棄物処理施設、あるいはと畜場や火葬場等については、各区域内での立地が制限されており、その適用ができないのかという御発言がありましたが、それについては結果として見送られました。私は、再度、見直してみる必要があると個人的には考えています。本日はその部分は大きく触れませんが、事務局で検討いただければと思います。

鈴木委員

廃棄物処理センターの運営協議会の委員長を長年務めておりまして、このような現場を何度も歩いて見えています。先ほどの条例の検討経緯で、廃棄物処理法で規制ができないという図を示していただいたかと思います。確かに流入する時には帳簿等を確認して、有価物であるということを確認してしまうと、自治体としては、廃棄物で処理できないということになるわけですが、他方で元々有害性があるものが入ってきた時に、一定程度、生活環境保全上の支障のおそれ自体はあるかと思っています。その上で、時間が経過してくると、総合判断説により廃棄物認定しても良い時期が到来し得るのではないかと思うのです。そういう形で一定のヤード問題について、当初は廃棄物認定できなかったけれども、一定の時期から廃棄物認定ができるのではないかという形で千葉県として動かれたことがあるかどうか、また、そうした形で廃棄物認定を行う対応だけでは不十分なので、やはり条例制定に踏み込まざるを得なかったというような事情があれば、是非お聞きかせ下さい。

千葉県：河内課長

千葉県としても廃棄物認定の原則に関して重々承知しています。こちらの形で認定をするという事例や可能性等もあったと思います。ただし、有価物として、さらに輸出まで

なされているということが確認できてしまう事例が多々あります。これについて、廃棄物該当性の判断をしていく中でもどうしても漏れてしまう事情を踏まえた場合、やはりこの条例は必要であろうと考えています。もちろん、外見上、金属スクラップヤード等に該当するようなものがあつたとしても御指摘のとおり、廃棄物該当性の判断についての視点を持たずに入することは千葉県としてはありません。その中で実態を見ていけば廃棄物であるものについては、廃棄物処理法に基づいて厳正に指導していくわけであります。今の御指摘を踏まえて現場を想定しながら、有価物と偽装してごみを積んでいるヤードの外観というのは現在でもあります。それについても適切に廃棄物処理法に基づいて厳正な指導をしていくことが千葉県の考え方であります。

鈴木委員

私が見た現場でも、当初、有価物の形でヤードに入ってくるのですが、明らかに写真にあるように、生活環境保全上の支障が出てくる中で、早期に廃棄物認定した上で、廃棄物処理法に基づいて適正に動けば、ある程度、生活環境保全上の支障を防げるのではないかとというケースはあります。一方で、多分、自治体の方としては、報告徴収等を行った時に、ある程度、帳簿の存在等があれば、廃棄物認定に踏み切れるかどうかという辺りで、ためらうケースがあるので、やはり厳密な意味での隙間はそのようなところに生じているのではないかと個人的には思っています。ですから、やはり、新たな視点での新たな規制が必要だという観点で見た方が良いということだと思います。先ほどのスライドだときれいに分かれていますが、現場では、ある程度、廃棄物認定に移行できるようなところがあるけれども、他方でその判断に迷いが生じており、新たな手段が必要だという背景があつたのではないかと考え、質問したところです。最終的には、措置命令まで行った時に、このような状態だと業者が措置命令を履行しない可能性が高いと思いますが、その辺りを千葉県としては、何か考えていることがあるのかお聞かせいただけますか。

千葉県：河内課長

例えば、このような不適正な保管をするということで撤去をさせるという命令をした場合、本当に売り物であるならば、収入源になります。もちろん、最適な相場でない等、様々な言い訳をすると思いますが、状況に応じた上で撤去させるということは非現実的ではないと考えております。加えて、ヤードに立入るに当たって、廃棄物該当性の視点を持たずに入立るわけではないと先ほど申し上げました。撤去しないでいるということであれば、廃棄物認定をした上で、廃棄物処理法に基づいて厳正に指導していく考えです。

高岡委員

私からは3点、お聞きしたいと思います。

1点目は、今回、金属とプラスチックに、ある種限られていると説明されましたが、他のもので、ヤード問題がないのか教えていただきたいです。

2点目は、19 ページのところで、有害使用済機器と有害使用済機器に該当しないものと分けられていますが、千葉県では、自動車ヤード条例も施行されているということで、例えば、自動車ヤード条例とこの金属とプラスチック関連の条例との狭間のようなものがあるのか、相補的にカバーできているのか、教えていただきたいです。自動車のリサイクルに関しても、今後、問題が出てきそうな気もするので、この辺りの漏れ等、何か問題があるのか教えていただきたいと思います。

3点目は、屋外に限られているというような説明だったのですが、例えば 18 ページの部分で汚水の処理に関しては、屋外屋内について関係ないように思ったのですが、そういった問題はないのかお尋ねしたいと思います。

千葉県：河内課長

1点目ですが、金属・プラスチックに限定していることに関して、資料2でも御紹介をいただいたところです。例えば、それ以外のものをリサイクルのための素材として、加工しているという業態が千葉県にはありませんでした。これが金属とプラスチック以外を集めているものを含んでないという理由です。つまり、実態として、それ以外のものは、千葉県では廃棄物を積んでいるだけの現場だったということです。従って、いわゆる規制を最小限にしていく形になり、この2つになったということになります。

高岡委員

問題が起こっていないということによろしいですね。

千葉県：河内課長

そのとおりです。

2点目は、自動車ヤードと金属スクラップヤードの間に漏れる規制がないのかということですが、自動車ヤード条例が何を規制しているかということ、例えば車の部品やエンジン、足回りを保管していて、リビルド品として売るためにこれらをストックしています。このような業態の中でエンジンを不適切に保管することによる油流出を防ごうとするものであります。

例えば、車の車体だけを積んでいるものについては、廃棄物認定をすることで撤去指導ができるかもしれない。そうすると、自動車ヤード条例、金属スラップヤード条例、廃棄物処理法、自リ法がある中で、我々としては、現時点では規制に漏れがないと断言できるような情報を持ち合わせておりません。ほかの法令を援用することによって穴は埋められるのではないかと認識しています。

3点目は、屋外と屋内いずれでも同じように油汚染が起きるのではないかということに関しては、御指摘のとおりかと思います。ただし、屋内業者と屋外業者の間には管理する意識の差がありまして、屋内作業で油汚染による水汚染、騒音については建屋で覆うということで除外されています。このような形で周りに悪影響を与えているという立法事実となる事例を把握しておかなければならないと考えています。

大塚委員

さきほど、白鳥委員がおっしゃったように、外国人労働者もいるということもあり、今までの自主的取り組みを重視する考え方は基本的にあまり有効ではないと認識した方が良いかと思っています。前提として考えなくてはいけないですが、千葉県は許可制を取っておられるということで、廃掃法の 2017 年改正時に新しく有害使用済機器の制度を入れたわけですが、あの段階で何か規制をかけなくてはいけないという発想が働いて届出制ということになったということです。つまり、廃棄物との段階性という発想があったわけですね。千葉県ではそんなことは気にされることもなく、実際上の必要性があったので、このような仕組みを入れて許可制にされたと思います。私は意図としては理解していますが、千葉県としては、結局、廃棄物とほとんど同じ扱いになっているような気がします。そのような認識でよろしいでしょうか。罰則のところだけはもちろん違いますが、それ以外はかなりのものが同様の規定であると思っていますが、そういう認識かお伺いしたいと思っています。

4 月施行ということで、あまり時間が経ってはいませんが、この条例の効果はあったと考えているかお伺いします。私見ですが、やはり、廃棄物の定義自体が有害性のところにもう少し着目をしないといけないことを物語っているような気はします。日本の廃棄物の定義が変わるわけでもないのに、そこは何ともならないですが、そうした中で有害使用済機器の概念、機器という言葉自体にも先ほど寺園委員がおっしゃったように、私も当初、限定しすぎていることは認識していますけれども、そういうことを考えていかなければいけないと思っています。

千葉県：河内課長

まず、千葉県にとっては、金属スクラップヤード等について、廃棄物処理施設と同等の考え方かという御指摘かと思いますが、結論としてはそのとおりです。この業種が悪さをした時の周辺環境への影響の大きさという点において、許可を要する廃棄物処理施設に近いものであると考えています。

効果があったかどうかに関しては、条例制定後、速やかに全事業者に条例の周知に回っていると説明したところであります。その中でも中国からおいでになった方が非常に多い業態であり、参考資料としてお配りしているものは、各事業者に渡しているリーフレットになりますが、こちら中国語に訳した上で、かつ中国人の通訳を連れて周知に回っているところです。今、許可手続に全く乗っかって来ない事業者は、我々の把握している数で、10 業者以下になります。つまり、大半の事業者がこの規制のとおりに対応しないと事業ができなくなるということを理解した上で、相談に来ている現状があります。これを踏まえると、条例による効果はあったのかということであれば、我々はあったと申し上げたいところです。

大塚委員

今の点は届出制であれば、効果はなかったということによろしいか。

千葉県：河内課長

届出を現場で出せば良いだろうという態度で来られるという点において、非常に対応に苦慮する場合が、許可制よりも多かっただろうと思います。

白鳥委員

スクラップは他国に行くと、やはり適切な業界団体があり、例えばアメリカだと ISRI : 米国再生資源協会 (Institute of Scrap Recycling Industries, Inc) というところがあって、認証や講習を受けることが求められます。その組織に加入していないと、サプライチェーンから弾かれることになります。日本でも適切な再生利用業者はそのような業界に加入していますが、説明にあった業者は、そのような組織に加入していないのかお伺いしたい。加入しないということは、現状に一定の対策を講じてメンテナンスができないので、例えば、法律が変わったこと等を伝えることができなくなるのではないかと思います。

条例の効果があったということについても、今後、千葉県での対応が他の県に波及すると思います。そうすると、やはり国全体で考えなければ、またどこかで、同じ対策をしなくてはならないことになります。やはり、入り口で防いでいくという意味で、ヤード業者への周知等、対応しなくてはならないと思いますが、国としてどう考えているかお聞きしたい。

千葉県：河内課長

適切な業界からの制度周知の観点ですが、県としても千葉県産業資源循環協会と密接に連携をした上で、この条例の制度の周知をしているところです。ただし、この枠に入っていない事業者も非常に多い、むしろ大半ということでありまして、条例ができた後に全事業者に回った理由がここにあります。加えて、条例のメンテナンスを行いつつ、日頃基準を守り続ける点においても、条例上設けられた立入検査をしながら、制度への理解、基準の遵守を担保していかざるを得ないのかと思っています。我々としてもできることはやっているという認識ですが、そこに漏れるものについては個別にカバーをしている状況であります。

白鳥委員

私が申し上げたいことは、千葉県の努力だけでなく、業界全体を含めたより皆で努力をしていかななくてはならないと考えています。外国人であっても業界団体などに加入しないと日本で業をするのは適切ではないと考えていて、その辺り、国がどのように考えているかお聞きしたい。

環境省：山田課長補佐（総括）

2点目の御質問に関連をして、千葉県でこのような対応を取られて、事業者が他の県に移っていく懸念をされているのではないかとということについては、我々もその点については、懸念されることだと思っています。実際に千葉県の近隣県から、御要望として、国での対策を求められた事実はあります。条例を制定したところで事業者が移っていく

と、イタチごっこになるのではないかという懸念をある県からいただいたということも事実としてあります。この検討会を設置した趣旨としても、やはり、国として対策が何か必要ではないかということで、我々としても問題意識を持っています。業界団体としての対応については、その業界団体に加入することをライセンスとする運用は、直接的には難しいのかと思いつつも、業界団体を通じて周知をしていくことも一つ有効なツールであると思っています。一方で、業界全体をカバーできる業界団体があるかどうか、そもそも問題を起こすような業者が、ライセンスと関係なしに、どれだけそういった団体に加入するか、実効性の面でも問題になるかと思っています。周知について、そのようなルートを活用していくことに加えて、自治体と連携した取り組みも引き続き重要になってくると思っています。

寺園委員

やはり、状況が変化していることもありまして、2017年の法改正時は、偶然、中国における厳しい禁輸が発表された時期でもあって、この法改正の効果と、中国の政策変更の効果が重なった時期ですので、有害使用済機器制効果自体が少し見えにくい部分はあったかと思っています。一方で、業界団体の観点で言えば、2017年以前は、金属もプラスチックも、日本から中国への輸出が盛んであったということで、日本国内にある輸出業者も船積み前検査や輸出業者登録の形で一定の基準や横のつながりがあった時代だったと思いますが、それが中国の禁輸で今はかなり変化しています。また、日本国内でこのようなヤードや簡易なりサイクル活動について、ほとんど規制がなかった点については、アジア諸国の方々と様々な議論をしても、驚かれるようなことがありました。業界団体への周知も必要ですが、最低限の遵守事項も必要ではないかと考えています。また、千葉県の努力の結果、他県にもヤード問題が波及するということもあって、環境省が国としてどうするのかという検討が始まったと理解しています。

(3) 今後の会議の進め方について

事務局の浅利課長補佐から資料4を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

寺園委員

説明いただいた4点は次回以降の検討事項だとは思いますが、今日はここを深掘りしませんが、私から3点ほど追加させていただきたい。

1点目は、規制と資源循環の促進とのバランスをどのように考えるかというものを挙げさせていただきたい。

2点目は、上流への対応、つまり、ヤードにものが集まった段階での規制ですので、集まる前の段階でどのような所に集められているのか、その対応も入れていただきたいと思います。

3点目は、関連規制の部署との連携もお願いできたらと思います。私からは、都市計画法と建築基準法について申し上げましたけれども、フロンに関する規制や廃棄物処理法、バーゼル法等、どのような規制、法律で、どこまでカバーできており、何が足りないのか、どのように連携を取れば良いのか、総合的な整理ができれば良いのではないかと考えています。必要に応じて、今年度の検討会だけではなく、来年度以降、場所を変えて検討いただく可能性もあるのではと思いますが、私からは今の3点をお願いしたいと思います。

白鳥委員

4つの議論のポイントを見た時に、疑問がいくつか湧きました。例えば、廃鉛蓄電池に相当焦点を当てていますが、少し古いと思います。今はやはり、火災で問題となるリチウム電池はヤードに間違いなく入ってきますから、そちらの方が問題だと思います。加えて、太陽光パネルも感電を起こしたり、着火したりするので、火災の原因になります。もう一度、論点を考え直した方が良いかもしれません。3点目に処理方法や処分方法に基準を設けることを示していますが、廃掃法等に様々な基準がある中で、わざわざここに新たな基準を設ける必要はないと思います。4点目については、不適正輸出を防ぐ仕組みに関して、これはもう少し大きく考えていただいて、GXに移行したのですから、国内処理をできる限り行い、国内のインフラを育て循環を進めていく意味でバーゼルのことも考えていかななくてはならないと思います。ここに示している論点は、何年か前のイメージで提示されているようなので、現状を考慮して、検討していかなければならないと思っています。

寺園委員

本検討会の前にバーゼル検討会を開催しておりまして、不適正輸出を防ぐ観点で鉛蓄電池やそれ以外の部分についても検討してきた経緯があります。ヤード規制も必要だということで、今回の検討会が始まった経緯があります。もちろん、御指摘の点は私も同感ですが、有害使用済機器をベースとしながら、日本国内の循環させるべき資源の取り扱いをどのように考えるのか、かなり広い範囲の話なり得ると思います。焦点を当てるべきものとして、太陽光パネルやリチウムイオン電池も含めて良いのではないかと私も思います。

大塚委員

届出制度が十分機能しているかについては、論点として大事だと思いますが、許可制度を設けている既存条例との関係について留意が必要だと思います。この必要性に関して、どのように考慮していくのか、例えば、廃掃法では、届出制を有害使用済機器に関して維持すると、既存条例との関係で、あまり意味がないことになる可能性があります。廃掃法でも有害使用済機器について許可制を導入した場合の既存条例との関係について気にされているのか、その辺りを教えていただきたい。

環境省：山田課長補佐（総括）

届出制度の中で実効性を上げていくことによって、自治体の判断として条例ではなくても、廃掃法の届出制度で、実効性を担保できる判断をされる可能性もあると思います。また、廃掃法でこのような物品について許可制度を設けていく方向性もあるかと思っています。法律的な議論になりますので、現状は、幅広く検討していくことだと考えています。

4 閉会

事務局の浅利課長補佐から円滑な議事の進行に感謝を申し上げた。